

## 議題 1 携帯電話基地局の設置について

### 1 経過

届出者による携帯電話基地局の設置について、令和 2 年度から建設の相談を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響により計画が延期となっていたが、今般、当初予定していた五稜地区に 5 G に対応した基地局を 2 基建設する旨の届出があった。

- ①字五稜 7 6 1 1 番 1 の内 1 基
- ②字五稜 8 2 7 7 番 3 の内 1 基

### 2 設置計画

- ・基地局の設置候補地や仕様等に関しては、別紙資料のとおり。
- ・基地局は、コンクリートポールにアンテナ等の機器を取り付ける仕様。コンクリート柱の高さは地上 14.9m となる。
- ・屋外タワーシェアリング（共同利用）の導入により、大手携帯キャリア 4 社の共架が可能となるため、周辺地への基地局の乱立を防ぐことができる。
- ・コンクリート柱及び機器類は景観色への塗装を予定している。引き込み柱は、周囲の北電の電柱との調和を図るため、素地色（グレー）を予定している。
- ・地権者からの同意は既に得ており、地権者から近隣の住民にも説明し了承を得ている。
- ・8 月から施工の着手を予定しており、11 月中には完了させたい意向。

### 3 景観計画における留意点

- ・高さが 10 m 以上の通信用鉄塔になるため、行為の届出に係る手続きが必要となる。
- ・上記①については、観光地から外れているものの、19 本の引き込み柱を建柱することになるため、周囲への影響が懸念される。

### 4 審議事項

上記 3 についてご留意いただいた上、当該基地局の設置に関してそれぞれご意見をいただきたい。

### 5 その他

- ・今後、美瑛町において建設される基地局の全体計画については、施工業者などでは把握していただき、キャリア毎での判断となるため、事前に全体計画を共有してもらうよう各キャリアに対して働きかけを行っていく。
- ・美瑛町において、景観法に基づいた勧告等は、工作物の形態意匠に限定され、設置場所や高さに対して制限することはできないが、町の景観づくりにおける考え方と合わせて景観審議会の意見を伝えていく。